

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度はやぶさ船舶用燃料納入業務 一式

免税軽油 J I S 規格に定められているもの 予定数量 53,000 リットル

(2) 業務の仕様

別添令和 7 年度はやぶさ船舶用燃料納入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 1 回当たりの納入数量

1,000 リットル未満

(5) 1 月当たりの納入回数

5 回から 10 回程度

(6) 納入場所

境港市中野町（中野 6 号物揚場（南））

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

(3) 米子市又は境港市内にスタンド又は貯蔵タンクを有していること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県境港水産事務所

4 交付資料

(1) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）

(2) 質問書（様式第 2 号）

(3) 委任状（様式第 3 号）

(4) 入札書（様式第 4 号）

- (5) 契約保証金免除申請書（様式第5号）
- (6) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）

5 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒684-0034 境港市昭和町9-7

鳥取県境港水産事務所 漁業取締船はやぶさ 燃料担当

電話 0859-47-4060（はやぶさ） 0859-42-3167（水産事務所）

電子メール sakaiminatosuisan@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日（木）から同年3月11日（火）までの間にインターネットの鳥取県境港水産事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sakaioffice/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日（木）から同年3月11日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

- (3) 現場説明

無

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により（1）の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月25日（火）午前10時00分（即時開札）

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（月）午後5時までとする。

イ 場所

〒684-0034 境港市昭和町9-7 境港水産物地方卸売市場2号上屋2階 会議室

- (6) 入札結果の通知

入札結果については、令和7年3月25日（火）に入札参加者に通知する。

6 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより、5の（1）の場所に令和7年2月28日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話による質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和7年3月7日（金）にインターネットの鳥取県境港水産事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sakaioffice/>）により、まとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、8の事前提出物を作成の上、5の(1)の場所に令和7年3月11日(火)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加者は、(1)に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

9 資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年3月17日(月)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県境港水産事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年3月19日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県境港水産事務所長は、説明を求めた者に対して令和7年3月21日(金)までに回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による入札とし、所定の書式(様式第4号)を使用すること。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書は、該当する箇所を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - イ この調達は単価契約であり、入札書に記載する金額は、免税軽油1リットル当たりの単価金額(小数点第1位まで記載すること。)とすること。
なお、請求にあたっては、入札書に記載された金額に実績数量を乗じて得た金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(小数点第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札金額は、軽油引取税並びに消費税及び地方消費税の額を差し引いた金額を記載すること。
 - エ 入札金額は、算用数字で記載すること。
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに必ず委任状(様式第3号)を5の(5)(郵便等による入札の場合は5の(1))の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札書の金額は訂正できない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額をもって入札したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した別々の封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封した上、提出すること。
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。
また、回数が記載されていない入札書を1通送付した場合は第1回目分とみなすが、2通以上送付した場合は1案件に対し入札書を2通提出した入札として無効とする。
- (10) 入札者は政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札(郵便等により受領期限内に提出された入札を除く。)
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を5の(5)(郵便等による入札の場合5の(1))の場所に提出していない入札。(ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。)
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (8) 入札書を鉛筆又は温度によって無色になるインクを使用したボールペンで記載した入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (10) 入札書の内容、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札
- (11) 記名のない入札書による入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると鳥取県境港水産事務所長が判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があつたとき、若しくは競争の意志がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次の事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うも

のであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させること。

(5) 本件入札参加資格確認に係る事項について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(6) 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

(7) 11 の(2) で示す契約保証金の免除を希望する落札者は、落札決定の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を5の(1)の場所に提出すること。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、5の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。